

農業農村整備事業等にかかる最低制限価格等算定における  
一括計上価格の取り扱いについて

1 適用範囲

兵庫県の阪神農林振興事務所及び各土地改良事務所（センター）が所管する農業農村整備事業等の建設工事及び調査業務に適用する。

2 建設工事における一括計上価格の取り扱い

直接工事費や共通仮設費とは別に一括計上価格で計上している場合の最低制限価格等の算定は下記のとおりとする。

(1) スクラップ控除額

$(\text{直接工事費} - \text{スクラップ控除額}) \times \text{直接工事費の所定率}$

(2) 環境計量測定分析費等（六価クロム溶出試験など諸経費を含む場合に計上）

共通仮設費の所定率を適用

3 調査業務における一括計上価格の取り扱い

直接調査費とは別に一括計上価格で計上している場合の最低制限価格等の算定は下記のとおりとする。

(1) 環境計量測定分析費等（六価クロム溶出試験など諸経費を含む場合に計上）

直接調査費の所定率を適用

4 適用時期

令和5年9月1日以降の公告から適用